

# 警察職員の家族に対する救慰金の授与について（例規通達）

警察職員の家族が、警察職員の職務執行に基因して、他人から危害を加えられ、そのために死亡又は負傷した場合における警察庁長官からの救慰金授与については、さきに通達したところであるが、このたび本県においても、これと同趣旨の制度を次のとおり定めたので、部下職員に周知徹底し、士気の高揚につとめられたい。

## 記

### 1 救慰金を授与する場合

救慰金は、警察職員の正当な職務執行に直接基因して、当該警察職員の配偶者などが他人から危害を加えられ、そのために死亡し、又は身体上の障害が残った場合に、警察本部長が当該警察職員に救慰金を授与する。

### 2 救慰金授与の要件

救慰金授与の要件は、次に掲げるとおりとする。

ただし、当該警察職員の職務執行に違法もしくは著しい不当行為が認められたとき、その他救慰金を授与することがふさわしくないと警察本部長が認めたときは、救慰金は授与しない。

(1) 当該加害行為が、警察職員の正当な職務執行に直接基因して行われたものであること。

すなわち、

ア 警察職員の正当な職務執行に伴うえん恨による場合

イ 警察職員の正当な職務執行を妨害またはけん制する意図による場合

(2) 被害の程度が、次のいずれかに該当すること。

ア 死亡した場合

イ 身体上の障害が残った場合

(3) 被害者が、当該警察職員の配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）、職員の扶養している父母、子または同居の親族のいずれかであること。

### 3 救慰金の種類及び金額

救慰金の種類は、死亡救慰金及び障害救慰金の2種類とし、その授与額は次のとおりとする。

(1) 死亡救慰金

最高限度額を100万円とし、家族構成等の状況に応じ個別にその額を決定する。

(2) 障害救慰金

最高限度額を100万円とし、家族構成、身体上の障害の程度に応じ個別にその額を決定する。

### 4 救慰金の上申

所属長は、救慰金の授与要件に該当すると認められる事案が発生したときは、救慰金授与上申書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、すみやかに上申すること。

(1) 救慰金を受ける警察職員との続柄について、市町村長の発行する証明書または戸籍謄本もしくは戸籍抄本

(2) 婚姻届をしていない配偶者であるときは、警察職員と事実上婚姻関係と同様の事情にあつたことを証明する書類

(3) 死亡した場合  
危害を受けた者の死亡を証明する書類

(4) 身体上の障害の場合  
危害を受けた者の身体障害に対する医師の診断書

#### 5 通知および伝達

(1) 救慰金を授与することに決定したときは、救慰金授与通知書（別記様式第2号）により所属長に通知するものとする。

(2) 前号の通知を受けた所属長は、救慰金を受ける者に対し、通知書の内容を伝達しなければならない。

#### 6 領収書

救慰金を受けた者は、領収書（別記様式第3号）を警察本部長に提出しなければならない。

#### 7 記録

監察官室長は、救慰金授与台帳（別記様式第4号）を備え、救慰金の授与経過を明らかにしておかななければならない。

#### 8 その他

この救慰金授与制度は、昭和48年1月1日から適用する。

※ 別記様式：省略